

京都維新の会 （おおさか維新の会 京都総支部） 回答 <以下、2016年6月6日メール本文>

—

たかつか保育園保護者会

会長 ■■ ■■ 様

時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

さて早速ではありますが、過日お送り頂きました公開質問状について下記の通りお答え申し上げます。

1. 我が党は公約として保育士給与に関する官民格差の是正と正規・非正規職員間の同一労働同一賃金を掲げております。

また、私立保育園と無許可保育施設の保育士の処遇を大幅に改善する事も盛り込んでおり、これらを総合的且つ現実的な観点から勘案し実現しようと考えております。

よって、安倍内閣のプランとはいささか趣を異にするものであり、ご質問の趣旨に直截的にお答えするのは困難であると考えますが、十分か否かにのみお答えするなら否であります。

2. 待機児童の抜本的解決には認可保育所設置基準を原則として条例で決められるようにする等の分権化を徹底するとともに、規制改革により保育サポーター制度の導入、保育士要件の多様化、家庭的・小規模保育事業の拡大を図る事が肝要であると考えております。

更には保育パウチャーの導入により、将来的には保育を含む幼児教育の無償化を憲法に規定する事を目指します。

また、大阪市に於いての待機児童に向けた取り組みとして、民間事業者参入を促すため、公営幼稚園・保育所の民営化を進めております。

3. 我々は原発再稼働については次の五点のクリアが不可欠と考えております。

一、世界基準の安全規制

一、原子力損害賠償制度の確立

一、避難計画策定への国の関与

一、地元同意の法定化

一、使用済み核燃料の最終処分を内容とする「原発再稼働責任法」の制定

よって、現段階での再稼働は阻止の立場です。

4. 我々は憲法裁判所の設置を公約に掲げております。

それは、時の政治や行政の恣意的憲法解釈が許される事の無いよう、また裁判所で違憲とされた法令並びに処分はその効力を失うものとする事が狙いです。

よって、いわゆる安保関連法もこの憲法裁判所の判断を仰ぐべきと考えます。

最後に憲法改正の是非についてですが、教育の無償化や道州制実現を含む統治機構改革の為の憲法改正は必要であると考えております。

以上、宜しく願い申し上げます。